「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第七八号）
校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第七九号）

報告書提出

七月十四日委員長から次の報告書を提出した。
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（衆第二三号）審査報告書
日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）審査報告書
下水道法等の一部を改正する法律案（閣法第三八号）審査報告書

人事異動

復興庁

（経済産業省近畿経済産業局総務企画部長）経済産業事務官　林　健善
復興事務官（福島復興局次長）に転任させる
（福島復興局次長）復興事務官　塩手　能景
経済産業省に出向させる（以上七月十三日）

法務省

（東京家庭裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　中原　諒也
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（七月十三日）

最高裁判所

大阪家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　濱谷　由紀
広島家庭裁判所判事に補する
広島家庭裁判所判事を命ずる
広島簡易裁判所判事に補する
神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事　渡部佳寿子
大阪家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　達野　ゆき
神戸地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
神戸簡易裁判所判事に補する（以上七月十一日）
札幌地方裁判所判事兼札幌家庭裁判所判事・札幌簡易裁判所判事　堀内　綾乃
横浜地方裁判所判事に補する
横浜簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　川本　涼平
那覇地方裁判所判事補に補する
兼ねて那覇家庭裁判所判事補に補する
那覇簡易裁判所判事に補する（以上七月十二日）
判事補兼簡易裁判所判事　大庭　直也
岡山地方裁判所判事補に補する
岡山地方裁判所倉敷支部勤務を命ずる
兼ねて岡山家庭裁判所判事補に補する
岡山家庭裁判所倉敷支部勤務を命ずる
判事補の職権の特例等に関する法律第１条の規定により判事の職務を行う者に指名する
倉敷簡易裁判所判事に補する
東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　中原　諒也
最高裁判所事務総局家庭局付を免ずる（以上七月十三日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、七月十三日午前十時十七分御出門、日本学士院第百十六回授賞式と御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸、同十一時四十九分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、ブルネイ国王陛下の御誕生日につき、七月十四日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年７月16日

関東運輸局長　藤田　礼子

記

（単位地域の名称）
東京都Ａ
（登録実施機関の名称）
公益財団法人東京タクシーセンター
（登録実施機関の住所）
東京都江東区南砂７丁目３番３号
（変更前の登録実施機関の代表者名）
渡辺　佳英
（変更後の登録実施機関の代表者名）
大島代次郎
（登録事務等を行う事務所の名称）
公益財団法人東京タクシーセンター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
東京都江東区南砂７丁目３番３号
（登録番号）
東京―１号
（変更年月日）
令和８年６月24日

国家試験

令和８年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

令和８年７月16日

観光庁長官　村田　茂樹

１．試験の種類
総合旅行業務取扱管理者試験
２．試験地
北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県及び沖縄県
３．試験日
令和８年10月25日（日）
４．試験科目
試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。
(1)　旅行業法及びこれに基づく命令
(2)　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款
(3)　国内旅行実務
ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金
イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理
(4)　海外旅行実務
ア．本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金
イ．旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令
ウ．本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務処理
エ．主要国の観光
オ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学
カ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理（ウ．に係るものを除く。）
５．受験手続
(1)　受験申請の方法及び受付期間
一般社団法人日本旅行業協会が指定するウェブサイトより申請することとし、令和８年７月16日（木）から同年８月７日（金）までに申請されたものに限り受け付ける。
(2)　受験手数料等
ア．試験を受けようとする者は、受験申請の際に受験手数料13,000円及び納付に係る手続費用を、一般社団法人日本旅行業協会が指定する方法により支払うこと。
イ．受験手数料等は、受験手続が完了した後は返還しない。
(3)　受験票の交付
受験申請及び受験手数料等の支払をした者には、受験票を交付する。
６．試験の一部免除
(1)から(6)までに定める試験の一部免除については、併用することができる。
(1)　地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者
ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち(1)の科目について、試験の免除を受けることができる。